

## 複数の地方公共団体の許可取得の合理化に関する課題について

1. 一つの地方公共団体の区域（例えば主たる事務所の所在地）において許可を取得すれば、他区域は許可不要又は届出のみで足りる、という仕組みについて
  - ・主たる事務所の集中した都市部の自治体に申請が集中し、過剰な負担がかかるおそれがある。
  - ・届出された区域で違反事例があっても、処分権者が許可を行った地方公共団体となる場合には、当該地方公共団体が取消しに相当すると認められない場合は取消しに踏み切ることが困難（不当な行政処分は訴訟の対象となる）。
  - ・届出の地域内で不適正処理がなされた場合、指導を行う際に必要な情報が無く、スムーズに指導を行えない可能性がある。またこの場合、積極的に行政処分を行うべき許可権者たる自治体は正確・迅速に状況を把握することが困難。
  - ・違反行為が行われた場合、誰が違反行為を認定し、誰が処分を行うかという問題が生じる。自治体間の公文書でのやり取りを行った場合、処分の時期を逸してしまうおそれがある。
  - ・処分業の許可は施設と密接不可分であるが、周辺環境への支障の審査などは他の区域の自治体では行うことができない。
  - ・施設の設置や保管を伴う許可については、設置場所によって事情が異なるため届出のみでは不十分。
  
2. 運搬業において、積載地又は荷下ろし地いずれかの許可を不要とする（又は届出とする）ことについて
  - ・1.と同様に、届出された区域で違反事例があっても、処分権者が許可を行った地方公共団体となる場合には、当該地方公共団体が取消しに相当すると認められない場合は取消しに踏み切ることが困難。
  - ・届出のみを受けた自治体において、当該自治体内で活動している業者がどのような活動を行っているか判断することが困難。所管する区域内の指導を行う際に必要な情報が無く、スムーズに指導を行えない可能性がある。

### 3 . 保健所設置市の事務の取扱いについての課題

#### ( 1 ) 現行どおり産業廃棄物行政を保健所設置市が行うことについての課題

- ・ 指導の統一性、産廃の広域移動に対応するためにも都道府県単位で行うべき。
- ・ 現状でも産廃の施設許可については県に確認を取っていることが多い。県の方が経験も豊富であり、統一的基準をもって対応できる。
- ・ 一定規模の都市でなければ事務の執行は困難（保健所設置市であるという理由のみで全ての市が産業廃棄物行政を行えるわけではない）。
- ・ 保健所設置市は県の中心都市であることが殆どで、結局、保健所設置市と県から二重に許可等を受けなければ、その県で業務ができないという実態がある。
- ・ 市町村合併の促進により保健所設置市数が増加した場合、今以上に廃棄物行政区域が細分化され、将来の事務の煩雑が予想される。
- ・ 廃棄物処理計画は都道府県が策定していることから、計画との整合性を図るためには許可事務も都道府県が行うこととするべき。

#### ( 2 ) 産業廃棄物行政を保健所設置市事務から外すことについての課題

- ・ 保健所設置市ごとに事務を行った方が、施設設置後の規制に関し、きめ細かな指導・監督が行える。
- ・ 業者の内情を把握できる保健所設置市長が行う方が、適確な指導が行える場合が多い。
- ・ 産廃処理施設の設置は周辺環境に影響を及ぼす問題であり、より現場・住民に身近な保健所設置市が、現行通り施設設置の許可事務を行うべき
- ・ 都道府県が一括して行う場合、審査期間の長期化の問題が生じる。
- ・ 現行の都道府県における廃棄物行政の事務量を考慮すれば、保健所設置市が分担して行うことが妥当。
- ・ 許可権限を県の事務にすることは地方分権の流れに逆行する。